

千葉県脳卒中・心臓病等総合支援センター事業業務委託仕様書

1 委託業務名

千葉県脳卒中・心臓病等総合支援センター事業業務委託

2 委託業務の目的

脳卒中・心臓病等（循環器病）患者や家族への包括的な支援体制を構築するため、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、保健・医療・福祉機関等と連携しながら、地域全体の患者支援体制の充実を図る。

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の基本事項

（1）安定的な業務履行

受託者は、本委託業務に従事する者に適切な研修を行い、適切に人員を配置し、本委託業務を円滑に処理するための体制を確立し、本委託業務を安定して履行すること。

（2）連絡調整が可能な体制

受託者は、委託者との連絡調整が十分可能な体制を確立すること。

（3）適正な業務運営

受託者は、関係法令等を遵守し、適正な業務運営に努めること。また、委託者が職務遂行上遵守しなければならない規則、規程等については、本委託業務の従事者においても同様に遵守すること。

（4）業務分析

受託者は、受託業務について業務分析を行い、その結果を委託者に報告すること。

5 委託業務の内容

委託者との協議等を踏まえて、受託者は次の業務等を行う。

（1）循環器病患者・家族の相談支援窓口の設置及び運営

ア 相談支援窓口の機能

循環器病の患者（受託者の開設する医療機関の受診患者や過去に受診したことのある患者に限定しないこと。小児や若年患者を含む。）や家族の今後の生活や循環器病に対する不安の軽減が図られるとともに、患者や家族が円滑な日常生活を過ごせるよう、医療、介護、就労及び障害等に関する情報提供や相談支援を行い、療養に当たっての不安や悩み等への心理サポートやリハビリ、就労支援等の他の専門機関の紹介等を行う。

相談支援に当たっては、かかりつけ医等の医療機関の他、保健・福祉に関する関係機関等と連携の推進を図るとともに、千葉県内及び近隣の都県内の急性期も含む脳卒中、

心臓病その他の循環器病に対する治療等を行っている施設と連携しながら支援を行う。

イ 相談形態

相談は対面及び電話で対応すること。

更に、必要に応じてその他利用者の利便性を考慮した方法（電子メール等）についても検討すること。

相談員は看護師及びソーシャルワーカー等の有資格者を1人以上は常駐させること。

相談にあっては匿名でも対応することとし、個人情報の取得が必要な場合は、契約書別添特記事項を遵守すること。

オンラインで実施する場合、導入するサービスについては、後述の6（2）を満たすこと。

ウ 場所

受託者の運営する施設内

エ 開設日・開設時間（休診日を除く）

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

開設時間は、週5日以上、1日6時間程度以上（土日祝に開設する場合は3時間程度以上）、計週30時間程度以上とする。

オ その他

相談は予約制を基本とし、無料とすること。ただし、予約のない相談に対応することを妨げない。

なお、相談実績の増加及び相談者の満足度の向上を目的に、利用者の満足度アンケート等を実施すること。

本委託業務の相談支援と受託者の行う診療は区別し、原則相談支援で得た情報や支援内容を診療に使用することは禁止する。契約書別添特記事項を遵守し、本委託業務の相談支援と受託者の診療は取扱いを区別すること。

相談窓口の設置及び運営にあたっては、委託者と協議を行うこと。

（2）地域住民を対象とした予防も含めた情報提供、普及啓発

脳卒中・心臓病に関する積極的な啓発活動を推進することで、より安全で健康な地域社会の実現を目指すため、県民を対象とした効果的な啓発活動を4回以上実施する。

具体的な啓発活動の実施に当たっては、あらかじめ委託者の了解を得ること。なお、啓発資材の配付のみを内容とする啓発活動は認められない。また、県内の特定の地域の県民や、特定の属性の県民のみを対象とした啓発活動にならないよう、十分に留意すること。

講演会等の行事を開催する場合には、1回当たりの参加者が100人程度以上となるよう企画・開催すること。具体的なテーマや講師、実施概要については、受託者が決定すること。

講師との調整は、受託者が行うこと。謝金等については、受託者から講師に支払うこと。

受託者は会場等を選定し、決定及び確保すること。また、必要な備品等を準備し、運営・撤去（会場の現状回復等）を行うこと。

オンラインで実施する場合は、安定したリアルタイム配信を実施するため、通信速度等を十分に確保した通信環境や機材、人員構成を確保すること。また、オンラインで実施する

ために導入するサービスについては、後述の6（2）を満たすこと。

（3）ホームページ作成

循環器病患者・家族の相談支援窓口の周知及び循環器病の正しい知識の普及啓発（病気の種類、症状、検査、治療、予防等）をするため、専用ホームページを作成し、県民や関係機関等に周知し、利用を促すための広報を行う。

また、その専用ホームページには、「千葉県脳卒中・心臓病等総合支援センター」と名称を付すこと。

（4）地域の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修・勉強会の開催及び運営

急性期病院、かかりつけ医、在宅医療・介護従事者等を含めた多職種連携体制の強化や、地域特性に応じた医療等の課題を検討していくため、循環器病の診療等に関する研修・勉強会等を開催する。

受託者は年4回以上の研修・勉強会を開催すること。研修・勉強会のテーマや講師、実施概要については、受託者が決定すること。

講師との調整は、受託者が行うこと。謝金等については、受託者から講師に支払うこと。

受託者は会場等を選定し、決定及び確保すること。また、必要な備品等を準備し、運営・撤去（会場の現状回復等）を行うこと。

オンラインで実施する場合は、安定したリアルタイム配信を実施するため、通信速度等を十分に確保した通信環境や機材、人員構成を確保すること。また、オンラインで実施するために導入するサービスについては、後述の6（2）を満たすこと。

（5）相談支援を効率的に行う資材の開発・提供

地域の医療機関、かかりつけ医を含む関係機関等が相談支援を効率的に行えるよう、千葉県脳卒中・心臓病等総合支援センターを周知するためのリーフレットをA4判（両面、4色刷り）6,000部以上作成し、配布（配布先への送付を含む。）するとともに、委託者が提供する患者支援に関する啓発資料の配布等を行うこと。

作成及び配布にあたっては、委託者との協議を踏まえて行うこと。

（6）千葉県循環器病対策推進協議会での報告

委託者が開催する千葉県循環器病対策推進協議会において、本委託業務事業の進捗状況、事業実績等を年1回以上報告する。

6 各業務に係る共通事項

（1）業務に必要な情報機器等の整備

ア 情報機器等の整備

受託者は、事業の実施に必要な情報機器等を次のとおり設置し、設置にかかる費用、委託期間中における消耗品費、修繕費、通信費等を負担すること。

パソコン（1台以上）及びプリンター（1台）

イ 情報機器等の整備に係る留意点

（ア）パソコンは、オンライン相談及び研修等実施のため、インターネットに接続し、ウェブ会議ソフト等を搭載すること。また、ヘッドセットを必要数用意すること。

- (イ) 情報機器等には、ＵＳＢメモリ等の外部記録媒体を原則接続しないこととし、外部への持ち出しあるいは、セキュリティ対策を講じること。
- ウ 委託期間終了後の情報機器等の扱い
個人情報、重要情報を含むデータは物理的破壊又は磁気的破壊により、公開情報のみを含むデータの場合は物理的破壊、磁気的破壊又は専用ソフトウェアにより、抹消措置を行い、委託者に廃棄・消去に関する証明書を提出すること。

(2) 情報セキュリティ

受託者は、本委託業務においては、「個人情報保護法」及び「千葉県情報セキュリティポリシー」等を遵守し、情報セキュリティ対策を講じること。なお、千葉県情報セキュリティポリシーは、下記ホームページに掲載している情報セキュリティ基本方針及び対策基準を参照すること。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/dejisui/security/information-security.html>

(3) 周知及び広告に関する留意点

周知及び広告する内容については医療広告ガイドラインを遵守すること。

7 事業計画書の提出

受託者は、契約締結後直ちに、第1・2号様式により企画提案書に基づく事業実施計画書及び統括責任者及び従事者届出書を作成し、委託者に提出し承認を得ること。統括責任者及び従事者に変更があった場合は、速やかに第2号様式により届け出を行うこと。

8 事業報告書

(1) 四半期報告

受託者は、次の(1)から(3)に係る実績を、第3～5号様式により、各四半期終了後、翌月末日(第4四半期は令和9年3月31日)までに委託者に報告すること。

- ア 相談実績(利用者に対する満足度アンケート等の結果・分析を含む。)
イ 地域住民を対象とした予防も含めた情報提供、普及啓発の実施状況
ウ 地域の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修・勉強会の開催状況
エ 専用ホームページへの開設状況とアクセス件数

(2) 業務完了届

事業終了後は、第6号様式により事業実施報告書を作成し、委託者に提出すること。

(3) その他

受託者は、(1)、(2)以外の業務報告を求めた場合、委託者が指定する方法により報告すること。

9 委託業務実施上の留意事項

(1) トラブルの防止

受託者及び受託者が雇用する業務従事者は、委託業務の実施に際して、利用者や連絡会参加者、研修・勉強会参加者、医療機関、関係機関等との間にトラブルが発生しないよう

十分注意する。万一トラブルが発生した場合には、受託者の責任において誠意をもって解決を図るとともに、速やかに委託者へ報告すること。

(2) 再委託の禁止

委託業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、もしくは請け負わせることはできない。また、受託者が委託業務の一部（主たる部分を除く）について再委託を行う場合、あらかじめ再委託の相手方（以下「再委託先」という。）の名称及び住所並びに再委託を行う委託業務の範囲、予定される委託金額及び再委託の必要性等について記載した書面（以下「再委託 承認願」という。）を委託者に提出し、あらかじめ委託者の承諾を受けなければならない。

委託業務について「主たる部分」とは、仕様書「5 委託業務の内容」に定める（3）

(5) 以外の業務内容をいう。

提案者が上記の主たる部分以外の委託業務（ただし、印刷、製本、翻訳、物品搬送等軽微な業務を除く。）の再委託を予定している場合は、企画提案書に再委託をしようとする委託業務の範囲、再委託（予定）先の名称、住所、再委託が必要な理由を記載すること。

なお、再委託を前提とした企画提案書が最優秀提案に決定された場合であっても、実際に再委託をしようとする場合は、契約締結後、速やかに再委託承認願を提出し、委託者の承諾を得なければならない。企画提案書提出後に再委託が必要な委託業務が生じた場合にも、契約締結後、速やかに再委託承認願を提出し、委託者の承諾を得なければならない。また、再委託が承認された場合でも、再委託先からさらに第三者に委託（再々委託）することはできない。

(3) 業務上知り得た個人情報等の秘密保持

個人情報については、契約書別添「個人情報保護に関する特記事項」に基づき取り扱う。また、受託者は、委託業務の履行に際し、委託業務の内容及び委託業務の遂行上知り得た事項について、委託者の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。

(4) 利用者や参加者、関係機関等へメールで連絡する場合の留意点

利用者や参加者、関係機関等へ連絡する際は、誤送信のないように宛先・アドレス等を確認するとともに、一度に複数名宛てメールを送信（以下、「一斉メール」という。）する場合は、必ず2名以上でBCCを使用しているかダブルチェックを行う等、個人情報を漏洩しないよう細心の注意を払うこと。

なお、一斉メールを使用する際には、別途指定する県担当者にもBCCを使用して送信すること。

(5) 緊急時の措置

災害発生等の緊急時においても、受託者は、利用者や参加者等の安全確保と委託業務の遂行に努めること。

なお、防災備品等が必要な場合には、受託者の負担において調達・管理すること。

(6) 次年度受託者への引継ぎ

委託期間の翌年度において受託者が交代する場合、翌年度に向けたマニュアルを作成し、委託者の指示する実施方法に従い次年度受託者が支障なく業務を履行できるよう委託業務の引継ぎを行う。

(7) 契約事項の順守及び事業計画の変更

契約書及び本仕様書に定められている事項を遵守する。

受託者は業務内容に関して疑義が生じた場合は、その都度委託者と打合せを行い、その指示に従うこと。

なお、利用状況、利用者や参加者からのニーズ等により、事業計画書の内容を変更することが必要な場合は、事前に委託者と協議すること。

10 資料の収集

業務の遂行上、必要な資料については、受託者の責任において収集すること。

11 その他の負担

業務に用いる器具、消耗品及びその他の雑品は、すべて受託者の負担とする。

12 協議事項等

この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、千葉県財務規則に基づくほか、委託者と受託者とが協議して決定すること。

(第1号様式)

年 月 日

千葉県知事 様

受託者 (所在地)
(事業者名)
(代表者職・氏名)

令和8年度 千葉県脳卒中・心臓病等総合支援センター事業業務委託 計画書

委託契約に基づく各事業の実施計画は、次のとおりです。

1 循環器病患者・家族の相談支援窓口の設置

ア 相談形態

イ 場所

ウ 開設日・開設時間（休診日を除く）

エ その他

2 地域住民を対象とした予防も含めた情報提供、普及啓発の実施時期及び内容

3 ホームページ作成

4 地域の医療機関、かかりつけ医等を対象とした研修・勉強会の開催時期及び内容

5 相談支援を効率的に行う資材の開発・提供

6 千葉県循環器病対策推進協議会での報告

(第2号様式)

統括責任者及び従事者届出書

令和 年 月 日

千葉県知事 様

(受注者)

所在地

事業者名

代表者職氏名

令和8年度千葉県脳卒中・心臓病等総合支援センター事業業務委託に係る統括責任者及び従事者について、次のとおり届け出ます。

1 統括責任者

所 属・職	氏 名

2 従事者

所 属・職	氏 名

(第3号様式)

相談実績等（令和 年度第 四半期分）

1 支援者数

対象		患者	家族・親族	その他
実数		人	人	人
(内訳)	成人	人	人	人
	小児（15歳未満）	人	人	人
延べ数*		人	人	人
(内訳)	成人	人	人	人
	小児（15歳未満）	人	人	人

(その他の状況について詳細：)

※延べ数では、複数回支援した者について、支援毎にカウントする

2 実数のうち、通院・入院の状況

状況		人数
1 自院の通院者		人
2 自院の入院者		人
3 他医療機関の通院者		人
4 他医療機関の入院者		人
5 他医療機関等の一般相談者		人
6 その他		人

(その他の状況について詳細：)

3 実数のうち、支援する理由となった原疾患

原疾患	人数
1 心疾患	人
2 脳卒中	人
3 両方（心疾患と脳卒中）	人
4 その他	人

(その他の原疾患について詳細：)

4 延べ数のうち、手段別の支援数

手段	人数
1 対面	人
2 電話	人
3 オンライン	人
4 その他	人
	人
	人

(その他の手段についての詳細：)

5 延べ数のうち、市町村別の支援数

二次保健医療 圏名	市町村名	件数
千葉	1 千葉市	件
東葛北部	2 松戸市	件
	3 流山市	件
	4 我孫子市	件
	5 野田市	件
	6 柏市	件
	7 習志野市	件
東葛南部	8 八千代市	件
	9 鎌ヶ谷市	件
	10 市川市	件
	11 浦安市	件
	12 船橋市	件
	13 成田市	件
香取海匝	14 佐倉市	件
	15 四街道市	件
	16 八街市	件
	17 印西市	件
	18 白井市	件
	19 富里市	件
	20 酒々井町	件
	21 栄町	件
	22 香取市	件
	23 神崎町	件
	24 多古町	件
	25 東庄町	件
	26 銚子市	件
	27 旭市	件
	28 匝瑳市	件
山武長生夷隅	29 東金市	件
	30 山武市	件
	31 大網白里市	件
	32 九十九里町	件
	33 芝山町	件
	34 横芝光町	件
	35 茂原市	件
	36 一宮町	件

山武長生夷隅	37 瞳沢町	件
	38 長生村	件
	39 白子町	件
	40 長柄町	件
	41 長南町	件
	42 勝浦市	件
	43 いすみ市	件
	44 大多喜町	件
	45 御宿町	件
	46 館山市	件
安房	47 鴨川市	件
	48 南房総市	件
	49 鋸南町	件
	50 木更津市	件
君津	51 君津市	件
	52 富津市	件
	53 袖ヶ浦市	件
	54 市原市	件
その他	55 県外	件
	56 その他	件

(その他の居住地についての詳細：)

6 延べ数のうち、相談支援内容の件数（1支援者あたり複数選択可。）

区分	相談内容	件数
医療	1 医療連携・地域連携パス	件
	2 リハビリテーション（外来含む）	件
	3 心理サポート	件
	4 緩和ケア（アドバンス・ケア・プランニングを含む）	件
	5 疾病情報の提供（予防・検査・診断・治療等について）	件
	6 転院支援	件
	7 意思決定支援	件
	8 関係機関連携	件
	9 訪問診療・訪問看護または在宅療養	件
	10 症状・副作用・後遺症	件
	11 臨床試験・先進医療	件
	12 医療者との関係・コミュニケーション	件
	13 セカンドオピニオン	件
	14 訪問診療・訪問看護または在宅療養	件
福祉	15 施設入所支援	件
	16 介護福祉サービス	件
	17 障害福祉サービス	件
	18 障害者手帳認定の支援	件
生活	19 両立支援（仕事・就労・復職）	件
	20 両立支援（就学・復学支援）	件
	21 経済的問題（または不安）への支援	件
	22 患者と家族間の関係・コミュニケーション	件
	23 友人・知人・職場との関係・コミュニケーション	件
	24 患者会・家族会との連携（ピアサポート）	件
	25 循環器病の予防・健診	件
	26 食事・服薬・入浴・運動・外出等	件
	27 医療・介護・障害福祉の連携に有用な社会システムの提供	件
その他	28 その他	件

（その他の支援内容について詳細： ）

7 延べ数のうち、支援対応の件数

対応	件数
1 相談支援のみ	件
2 医療機関の紹介	件
3 行政機関の紹介	件
4 地域包括支援センターの紹介	件
5 高齢者施設の紹介	件
6 訪問看護ステーションの紹介	件
7 上記以外の相談支援機関の紹介	件
8 その他	

(その他の対応についての詳細：)

8 代表的な支援事例（十分に支援が出来た事例と、十分な支援が出来なかつた事例）の紹介

(十分に支援が出来た事例)

(十分な支援が出来なかつた事例)

9 ホームページの開設状況とアクセス件数

開設状況	アクセス件数

(第4号様式)

地域住民を対象とした予防も含めた情報提供、普及啓発の実施状況（令和 年度第 四半期分）

県民を対象とした啓発活動の開催^①

	開催形式 ^②	開催場所 (会場開催の場合)	テーマ・講演内容	参加人数
1回目				人
2回目				人

^①各回の内容について、自由記載欄に記載（講演資料やアンケート結果等を添付すること）

^②開催は、以下のの中から選択（会場開催、オンライン開催、会場とオンライン開催、その他）

(自由記載)

(第5号様式)

地域の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修・勉強会の開催状況（令和 年度第 四半期分）

地域の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修・勉強会の開催^{<1>}

	開催形式 ^{<2>}	特定の地域を対象とした 場合はその地域 ^{<3>}	テーマ	参加人数
1回目				人
2回目				人

^{<1>}各回の内容について、自由記載欄に記載（資料等を添付すること）

^{<2>}開催は、以下のの中から選択（会場開催、オンライン開催、会場とオンライン開催、その他）

^{<3>}地域限定的に開催した場合のみ記載

（自由記載）

(第6号様式)

事業実績

業務		(自院患者・ 家族)	(他院等患者・ 家族)	備考
(1)相談支援	対面			
	電話			
	オンライン			
	その他()			
	合計	0	0	
		(開催数)	(参加人数)	
(2)情報提供・普及 啓発の開催				
		(開設状況)	(アクセス数)	
(3)ホームページの 作成				
		(開催数)	(参加人数)	
(4)研修・勉強会の 開催				
		(配布施設数)	(配布部数)	
(5)脳卒中・心臓病等 総合支援センター リーフレット作成				
		(報告日)		
(6)循環器病対策 推進協議会での報告				